摂津市 わがまち特例一覧

令和6年4月1日現在

項目	対象税目	特例率	根拠法令（地方税法）	取得期間
水質汚濁防止法に規定する特定施設等に係る汚水又は廃液処理施設	固定資産税	1/2	附則第15条 第 2 項第 1 号	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：期限なし
下水道法に規定する除害施設	固定資産税	4/5	附則第15条 第 2 項第 5 号	平成24年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：期限なし
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が都市再生緊急整備区域において取得する公共施設等	固定資産税 都市計画税	3/5	附則第15条 第 14 項 本文	平成27年4月1日から令和８年3月31日 適用期間：5年度分
都市再生特別措置法に基づき認定事業者が特定都市再生緊急整備区域において取得する公共施設等	固定資産税 都市計画税	1/2	附則第15条 第 14 項 ただし書き	平成27年4月1日から令和８年3月31日 適用期間：5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する償却資産	固定資産税	1/2	附則第15条 第 21 項	平成28年4月1日から令和10年3月31日 適用期間：4年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設として指定された津波避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分	固定資産税	2/3	附則第15条 第 22 項第 1 号	平成30年4月1日から令和9年3月31日 適用期間：5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された津波避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分（既存）	固定資産税	1/2	附則第15条 第 22 項第 2 号	平成27年4月1日から令和9年3月31日 適用期間：5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された津波避難施設の用に供する家屋のうち避難の用に供する部分（建設予定）	固定資産税	1/2	附則第15条 第 22 項第 3 号	平成27年4月1日から令和9年3月31日 適用期間：5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する指定避難施設として指定された津波避難施設の用に供する償却資産	固定資産税	2/3	附則第15条 第 23 項第 1 号	平成30年4月1日から令和9年3月31日 適用期間：5年度分
津波防災地域づくりに関する法律に規定する管理協定が締結された津波避難施設の用に供する償却資産	固定資産税	1/2	附則第15条 第 23 項第 2 号	平成27年4月1日から令和9年3月31日 適用期間：5年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（太陽光発電　1,000KW未満）	固定資産税	2/3	附則第15条 第 25 項第 1 号 イ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備 （風力発電　20KW以上）	固定資産税	2/3	附則第15条 第 25 項第 1 号 ロ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（地熱発電　1,000KW未満）	固定資産税	2/3	附則第15条 第 25 項第 1 号 ハ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（バイオマス発電 10,000KW以上20,000KW未満）	固定資産税	2/3	附則第15条 第 25 項第 1 号 ニ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（バイオマス発電 10,000KW以上20,000KW未満 ※木竹に由来するもの又は農産物の収穫に伴って生ずるバイオマスを利用するもの）	固定資産税	6/7	附則第15条 第 25 項第 2 号	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（太陽光発電　1,000KW以上）	固定資産税	3/4	附則第15条 第 25 項第 3 号 イ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（風力発電　20KW未満）	固定資産税	3/4	附則第15条 第 25 項第 3 号 ロ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（水力発電　5,000KW以上）	固定資産税	3/4	附則第15条 第 25 項第 3 号 ハ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（水力発電　5,000KW未満）	固定資産税	1/2	附則第15条 第 25 項第 4 号 イ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（地熱発電　1,000KW以上）	固定資産税	1/2	附則第15条 第 25 項第 4 号 ロ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備（バイオマス発電　10,000KW未満）	固定資産税	1/2	附則第15条 第 25 項第 4 号 ハ	平成28年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
水防法に係る浸水防止用設備	固定資産税	2/3	附則第15条 第 28 項	平成29年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：5年度分
企業主導型保育事業に供する固定資産	固定資産税 都市計画税	1/2	附則第15条 第 32 項 （旧法）	平成29年4月1日から令和6年3月31日 適用期間：5年度分
緑化保全・緑化推進法人が設置・管理する一定の市民緑地の用に供する土地	固定資産税 都市計画税	2/3	附則第15条 第 32 項	平成29年6月15日から令和7年3月31日 適用期間：3年度分
水防法上の浸水被害軽減地区の指定を受けた土地	固定資産税 都市計画税	2/3	附則第15条 第 37 項	令和2年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：3年度分
都市再生特別措置法に規定する一体型滞在快適性等向上事業の実施主体が当該事業により整備した固定資産	固定資産税 都市計画税	1/2	附則第15条 第 38 項	令和6年4月1日から令和8年3月31日 適用期間：５年度分
特定都市河川浸水被害対策法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得した一定の雨水貯留施設浸透施設	固定資産税	1/3	附則第15条 第 41 項	令和3年11月1日から令和9年3月31日 適用期間：期限なし
貯留機能保全区域の指定を受けた土地	固定資産税 都市計画税	3/4	附則第15条 第 42 項	令和4年4月1日から令和7年3月31日 適用期間：3年度分
新築のサービス付き高齢者向け住宅	固定資産税	2/3	附則第15条 の 8 第 2 項	平成27年4月1日から令和7年3月31日 適用期間：5年度分
長寿命化に資する一定の大規模修繕工事を行ったマンション	固定資産税	1/3	附則第15条 の9の3 第 1 項	令和5年4月1日から令和7年3月31日【工事完了時期】 適用期間：工事完了年の翌年度の1年度分
家庭的保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	固定資産税 都市計画税	1/2	第349条の3 第 27 項	規定なし 適用期間：期限なし
居宅訪問型保育事業の用に直接供する家屋及び償却資産	固定資産税 都市計画税	1/2	第349条の3 第 28 項	規定なし 適用期間：期限なし
事業所内保育事業（利用定員が1人以上5人以下）の用に直接供する家屋及び償却資産	固定資産税 都市計画税	1/2	第349条の3 第 29 項	規定なし 適用期間：期限なし

※特例適用には申告が必要となります。詳しくは固定資産税課までお問合せください。
※法律改正により、根拠条文、特例率等が変更となる場合があります。